

1 趣旨

吉岡町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「本方針」という。）は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定、同法第5条第1項に基づき策定された国の基本方針及び町の実情を踏まえ定めるものとする。

2 適用範囲

本方針の範囲は、町の全ての所属機関が発注する物品等の調達とする。

3 障害者就労施設等

本方針に定める障害者就労施設等とは、次の事業所等とする。

- (1) 就労継続支援A型事業所
- (2) 就労継続支援B型事業所
- (3) 就労移行支援事業所
- (4) 生活介護を行う事業所
- (5) 基準該当就労継続支援B型事業所
- (6) 基準該当生活介護事業所
- (7) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- (8) 地域活動支援センター
- (9) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (10) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
- (11) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 物品等の調達における基本的考え方

- (1) 本方針により、町は障害者就労施設等から物品等の調達の推進を図る。
- (2) 障害者就労施設等の実情を勘案し、各所属において計画的に発注が期待できる物品等については、積極的に障害者就労施設等から調達するよう配慮する。
- (3) 町内の障害者就労施設及び群馬県内の障害者就労施設等の受注機会の拡大を図る。

5 物品等の調達の推進に関する具体的事項

- (1) 令和3年度の調達目標

吉岡町は、前年度に障害者就労施設等から調達した物品等の実績額を上回ることを目標とする。そのため、3,194,000円を目標とする。

令和2年度調達実績額 3,193,726円

(2) 調達に関する推進体制の整備

ア 各所属にて物品等の調達の推進のため、目標達成に向けて打ち合わせ及び連絡調整等を行う。

イ 介護福祉課（福祉室）は、各所属及び障害者就労施設等からの問い合わせへの対応、調達情報の提供や各施設の取扱商品一覧の作成等を行う。

ウ 介護福祉課（福祉室）は、本方針や調達の推進等の周知徹底を図るとともに、次年度の調達方針について各所属からの調査を基に方針案を検討する。

6 群馬県との連携等

町と県は相互に適時適切な情報交換などを行い、障害者就労施設等からの調達を推進する。

7 調達実績の公表

介護福祉課（福祉室）は、各所属の調達実績調査報告をまとめ、町ホームページにより調達実績を公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、介護福祉課（福祉室）とする。